

伊賀八幡宮

六所大明神

舞木八幡宮

御由緒書

三河国額田郡

伊賀八幡宮

六所大明神

舞木八幡宮

御由緒書

消

合本

伊賀八幡宮御由緒書

并

御朱印写

六所大明神御由緒書

并

御朱印写

舞木八幡宮御由緒書

三州伊賀御宮御由緒書

三州伊賀御宮御由緒書

三河国額田郡伊賀八幡宮者

三河国額田郡伊賀八幡宮は、

御当家御先祖親忠様不思議之御寄瑞(奇)を被為蒙、文明

御当家御先祖親忠様、不思議の御奇瑞を蒙らせられ、文明年中（一四六九〜八七）

年中伊賀国方当所下井田江御勸請被遊、則其所を伊賀与

伊賀国より当所下井田へ御勸請遊ばさ

御改永く御子孫御繁栄之祈願二而社頭御造営、依之

れ、則ちその所を伊賀と御改め永く御子孫御繁栄の祈願にて社頭（社殿）を御造営、これにより伊賀八幡宮と号し

伊賀八幡宮与奉号候、従是以来御代々御祈願所二御座候

奉り候。是れに従り以来御代々御祈願所に御座候。

一 清康様右之御願被為続弥御尊敬社頭御造営、其上御陣弓

一 清康様、右の御願続けさせられ、いよいよ御尊敬社頭（社殿）を御造営、その上御陣弓を

御奉納被遊候

一 廣忠様御代、天文年中近国之大軍岡崎を攻取んと井田郷

魂婆野迄寄^セ来候節、御味方^者纔^ニ一千騎^ニも足らぬ御勢、甚

御大切之御合戦^与被為思召、当社^江御参詣深御祈念之上頓^而

戦場^江被為趣^(赴)、既^ニ御合戦始り候節、奇成哉当社神殿鳴動し白羽之

御神矢敵陣之方^江飛行候得^者敵陣忽御味方の御人数^ニ被伐立

即時^ニ敗軍仕候、偏是当社之御加護也^与御感被為遊、益御尊

敬被遊、俄^ニ社頭御造営被為遊候、右井田御合戦敵陣之方^江

御奉納遊ばせられ候。

一 廣忠様御代、天文年中（一五三丁五五）近

国の大軍岡崎を攻め取らんと井田郷魂婆野まで寄せ来たり候節、御味方は纔に千騎

にも足らぬ御勢、甚だ御大切の御合戦と思

召めさせられ、当社へ御参詣深く御祈念の

上頓^{やが}て戦場へ赴きなさせられ、既に御合戦

始まり候節、奇なるかな当社神殿鳴動し白

羽の御神矢敵陣の方へ飛び行き候得ば敵

陣忽ち御味方の御人数に伐^きり立てられ、即

時に敗軍仕り候。偏にこれ当社の御加護な

りと御感遊ばせられ、ますます御尊敬遊ば

れ、俄に社頭（社殿）御造営遊ばせられ候。

右井田御合戦敵陣の方へ

落たる白羽之御神矢、御自不思議ニ御拾ひ被遊、永く

御子孫様迄御尊敬之御為与被仰出神殿江御奉納、則当社

秘密之神宝ニ御座候、右御神矢之落居候所今以天下与申

地名ニ御座候

東照宮様岡崎御城ニ而御降誕被為遊、御氏神之御儀別而

御尊敬被為遊、殊ニ御初陣之節、当御社江御成之上御出陣

之处大ニ御勝利を被為得、夫方御吉例ニ而御大切之御合戦ニ者当

社江御成之上御出戦被為遊候、就中永禄九寅年、益御子孫

落ちたる白羽の御神矢御自ら不思議に御拾い遊ばされ、永く御子孫様まで御尊敬の御為と仰せ出だされ神殿へ御奉納、則ち当社秘密の神宝に御座候。右御神矢の落ち居り候所、今以て天下と申す地名に御座候。

東照宮（家康）様、岡崎御城にて御降誕遊ばさせられ、御氏神の御儀別して御尊敬遊ばさせられ、殊に御初陣の節、当御社へ御成の上御出陣のところ大いに御勝利を得させられ、それより御吉例にて御大切の御合戦には当社へ御成の上御出戦遊ばさせられ候。就中永禄九（一五六）年、ますます御子孫

御繁栄之御祈願ニ而社領弍百石御寄附被為遊、社頭御造営、

（異筆書入文） 其上神殿御戸帳ニ忝くも御姓名を御自筆ニ而被為遊御奉納、

「。大統記十、家康公濃州御出馬ノ条云 九月九日八岡崎ニ御宿陣有テ当国伊賀正八幡・六所大明神
八御氏神タルニ依テ祈願精誠ヲ尽サセ給云々」

是則当社第一之御神宝ニ御座候、其後慶長五年五月御直ニ

御内密御祈願被為仰付、大々神楽永代御免被為遊候、同年

九月関ケ原御陣之節、神殿鳴動し物具之音夥敷、参詣之

諸人等寄異之思ひ（奇）をなし候処、御合戦御勝利被遊候、同十六亥年

御修復被仰付候御棟札御座候、其後元和元年大坂御陣御

勝利被遊、二条迄還御之節、私先祖柴田刑部正勝

（異筆書入文）
「。弘開大統記十、伏見城落城ノ条ニ江州永原衆逆心ノ証拠ヲ味方ヘ早ク見知スルコト八内藤弥次右衛門組ノ侍、三州岡崎伊賀正八幡宮ノ

御繁栄の御祈願にて社領二百石御寄附遊ばさせらる。社頭御造営、その上神殿

御戸帳に忝くも御姓名を御自筆にて御奉納遊ばさせらる。これ則ち当社第一の

御神宝に御座候。その後慶長五（一六〇〇）

年五月、御直に御内密御祈願仰せ付けさせられ、大々神楽永代御免遊ばされ候。

同年九月関ケ原御陣の節、神殿鳴動し物具の音夥しく、参詣の諸人等奇異の思ひをなし候ところ、御合戦御勝利遊ばされ

候。同十六（一六一一）年御修復仰せ付けられ候御棟札御座候。その後元和元（一

六一五）年、大坂御陣御勝利遊ばされ、二条まで還御の節、私先祖柴田刑部正勝

神主ノ弟柴田修理亮勝家ノ孫ニ柴田弥十良ト云者、永原衆逆心ノ体ヲ見ルト否ヤ其兵士ノ中ヘカケ入
首一ツ捕テ驅歸リ内藤ニカクト告知セ又敵ヘカケ入討死ス」

御目見仕候處

神君様御錠、今度大坂之合戦ニ伊賀八幡方告あり、何ニ而

茂社ニ不思議成事八無之哉与御尋被遊候、正勝申上大ニ不思議

御座候、八幡之鳥居西之方ニ八寸余歩ニ申候、右之段言上仕度上京

仕候、先以御合戦御勝利被為遊奉恐悦候旨申上候得者、切者八幡之

加護ニより早速御利運之段御上意有之、即座ニ社領御寄附

之儀被仰出、本多上野介殿・安藤帯刀殿・畔柳寿学殿奉ニ而

式百拾壹石八斗余御加増御座候、則御加増地岡崎城主本多

御目見え仕り候ところ

神君御錠「今度大坂の合戦に伊賀八幡よ
り告あり。何にても社に不思議なる事は
これ無きや」と御尋ね遊ばされ候。正勝
申上げるに「大いに不思議御座候。八幡
の鳥居西の方に八寸余歩み申し候と右
の段言上仕り度く上京仕り候。先以て御
合戦御勝利遊ばされ恐悦に奉り候」旨申
上げ候得ば、切は八幡の加護により早速
御利運の段御上意これ有り。即座に社領
御寄附の儀仰せ出でられ、本多上野介
殿・安藤帯刀殿・畔柳寿学殿奉ずるにて、
二百十一石八斗余御加増御座候。則ち御
加増地岡崎城主本多

豊後守殿御引渡被成候、右二条^二而御目見仕候節、神前^江青地之

御香炉御寄附被為遊候、正勝^江葵御紋附御羽織、三條

吉則之御腰物、葵御紋附御拵附之俣御手自拝領

被仰付今以所持仕申候

一 大猷院様御代、寛永九年御初穂米五拾石御寄附被遊、牧野

内匠頭殿・伊丹播磨守殿奉^二而三州長澤在居之御代官松平

清右衛門殿被相渡候、同十一年御上洛之節、從岡崎御城

為御名代御老中松平伊豆守殿御社参有之、御代拝畢^而

豊後守殿御引渡なされ候。右二条にて

御目見え仕り候節、神前へ青地の御香

炉御寄附遊ばさせられ候。正勝へ葵御

紋付き御羽織、三條吉則の御腰物、葵

御紋付き御拵附の俣御手づから拝領仰

せ付けられ今以て所持仕り申し候。

一 大猷院（家光）様御代、寛永九（一六三

二）年御初穂米五十石御寄附遊ばされ、

牧野内匠頭殿・伊丹播磨守殿奉ずるに

て三州長沢在居の御代官松平清右衛門

殿相渡らせ候。同十一年御上洛の節、

岡崎御城従り御名代として御老中松平

伊豆守殿御社参これ有り。御代拝畢て

所々御見分之上被仰聞候者、御累代御尊敬之社頭殊更

東照宮様御氏神与申旁以小社二而不可然言上可被成趣二

御座候、則伊豆守殿奉二而御造営被仰出、新大社御建立

被遊候、其上御思召を以御合殿

東照宮様御勸請被為遊、御奉行者岡崎城主本多伊勢守

殿二御座候、右御建立方御神器者不及申社頭御金具・彫物・

彩色諸御道具等悉く葵御紋附二罷成申候、同年還

御之節、又於岡崎弥御神徳を御感被為成候二付、上里村

所々御見分の上仰せ聞けられ候は、「御

累代御尊敬の社頭、殊更東照宮様御氏

神と申し、旁以て小社にては然るべか

らず言上なるべき趣に御座候」と。則

ち伊豆守殿奉ずるにて御造営仰せ出で

られ、新大社御建立遊ばされ候。その

上御思召しを以て御合殿

東照宮様御勸請遊ばさせられ、御奉行

は岡崎城主本多伊勢守殿に御座候。右

御建立より御神器は申すに及ばず社頭

御金具・彫物・彩色諸御道具等悉く葵

御紋付きに罷り成り申し候。同年還御

の節、又岡崎においていよいよ御神徳

を御感成らせられ候に付き、上里村

二而高百石御加増被遊、都合五百四拾石之御朱印同国

吉田之御城^{二而}頂戴仕候、然ル処上里村高不足^{二付}御引替奉願

上候処、翌年三月西熊村^{二而}高百石被下置、則御朱印

同月廿四日於御本丸土井大炊頭殿・酒井讚岐守殿奉^{二而}

頂戴仕候、同十二年御本地仏薬師、御台様為御拝

御城^江差上候様本多伊勢守殿被仰渡、則差上申候、同十八巳年

若君様御庖瘡御除為御守護^与式種の御神宝御城^江

差上候様寺社御奉行安藤右京進殿被仰渡差上申候、御下り

にて高百石御加増遊ばされ、都合五百四

十石の御朱印、同国吉田の御城にて頂戴

仕り候。然るところ上里村高不足に付き

御引替願い上げ奉り候ところ、翌年三月

西熊村にて高百石下し置かれ、則ち御朱

印同月二十四日に御本丸において土井

大炊頭殿・酒井讚岐守殿奉ずるにて頂戴

仕り候。同十二年御本地仏薬師、御台様

御拝のため御城へ差上げ候様本多伊勢

守殿仰せ渡され、則ち差上げ申し候。同

十八年、若君様御庖瘡御除の御守護とし

て二種の御神宝を御城へ差上げ候様寺

社御奉行安藤右京進殿仰せ渡され差上

げ申し候。御下り

之節 公方様

御台様

若君様御銘々

の節、公方様 御台様、若君様御銘々
(より) 銀子拝領仕り候。

銀子拝領仕候

(異筆書入文)

「弘開大統記二卷
伊田合戦条云

(異筆書入文)

「敬雄按^二太田白雪ノ享保十四年ノ記云 伊賀八幡宮鳥居自^{ミツカラアユミ}歩記云
今度ノ合戦八岡崎
(居)

此鳥井八御当家御代々軍毎ニ歩ム、御利運ナラズトイフコトナシ
尾州織田弾正信秀、岡崎ノ城主松平廣忠公伊賀郷へ出

向ヒ御合戦、此時鳥井西ノ方敵陣へ歩ム、此御合戦廣忠公

御利運

慶長年中石田三成謀叛ノ時、右ノ鳥井西ノ方へ歩ム、権現様

御帰陣ニ御覽遊サレ又元ノ如ク直サセ玉フ

同十九年豊臣秀頼御謀叛ニ又鳥井西ノ方へ歩ム、拵ニナル

其後大坂落城ノ後鳥井元ノ如ク直ル、不思議ノコト也、コレ八近キ

世ナレバ皆人知ル所ナリ

又寛永十四年西ノ方へ歩ム、島原合戦御利運ナリ、以上

敬雄按ずるに太田白雪の享保十四(一七

九二)年の記に云う。伊賀八幡宮鳥居自

歩記に云う。この鳥居は御当家御代々

軍毎に歩む、御利運ならずということ

なし。尾州織田弾正信秀、岡崎の城主

松平廣忠公伊賀郷へ出向い御合戦。こ

の時鳥居西の方敵陣へ歩む。この御合

戦、廣忠公御利運

慶長年中(一五九六-一六一五)石田三成謀

叛の時、右の鳥居西の方へ歩む。権現

様御帰陣に御覽遊ばされ又元の如く直

させ玉う。

同十九(一六一四)年豊臣秀頼御謀叛に又

鳥居西の方へ歩む。拵になるその後大

坂落城の後鳥居元の如く直る。不思議

のことなり。これは近き世なれば皆人

知る所なり。

又寛永十四(一六三七)年西の方へ歩む。

島原合戦御利運なり。以上

ナレバ信秀モ身上如何ト命助ルヲ幸ヒニ軍兵ヲ引率シ散乱シテ落行ヌ、此ソ偏ニ伊賀正八幡ノ神力故ト
皆人奇異ノ思ヒ
ヲナス、御後代ニ湯浅元禎ノ常山記一ノ卷ニ云、清康公御卒去後、織田信秀八千の
至ルマデ尊敬マ
シマスモ実理ト
覺エケル、抑此八
幡宮八何ノトキ
何人ノ勸請セラ
ル、ヲシラズ、御
神体八紫銅ニシ
テ鎧甲ヲ召シ太
刀ヲ帶セラレ弓
ヲ脇挟テ背ニ銀羽
ノ白矢十三筋負
ヒ玉ヒシガ此ト
来り敵の上に落ちかゝると見物の人の目に八見えてけり」
キ其表刺失テ十二筋ニ成テケレバ此ソ味方ヘ神力ヲ添ヘ玉ヒテコソト皆人奇特ノ思ヒヲナス、本八伊賀
ノ里東南ニ当リタル平山ニ立セ玉フカ、近代伊賀ノ里ニ再造シ奉ル、其旧地ヲ神屋畠山ト号シテケル、
其後異妙瑞奇多キニ依テ松平郷ノ六所大明神ヲ岡崎ヘ勸請シ代々松平家ノ氏神トシ、イガ正八幡宮ヲ弓
矢神ト尊敬マシマス云々、去程ニ若宮（ママ）八帰陣ノ諸侍ニ対面一戦ノ劳功八幡ノ神応ヲ御感賞不レ斜
トカヤ、伊田合戦信秀崩レト云是也
○武徳大成記ニ「軍中忽チ伝フ伊賀ノ八幡祠ヨリ白羽ノ箭鳴出テ敵軍ニ入ルト云フ、我軍此奇瑞ヲ聞テ神
ノ助有トテ各勇氣ヲフルヘリ云々」

湯浅元禎の常山記一の卷に云う。清康
公御卒去後、織田信秀八千の兵を卒し
て三河国に打ち入り大樹寺に陣取たり
云々。御家人等僅八百人二手に別れて
伊田のあなたに打ち出、この人々の義
心を神明感じ給いけん。この所に立せ
給いし八幡宮の鳥居の敵の方に向いて
六尺余自ら動きたるこそ不思議とい
も余りあれ云々。八幡の宝殿の方より
して白羽の箭降り来り敵の上に落ちか
かると見物の人の目には見えけり。

○伊賀八幡宮 権現様御朱印

伊賀八幡宮 権現（家康）様御朱印

伊賀八幡宮領之事

伊賀八幡宮領の事

参河国額田郡伊賀村之内高貳百

参河国額田郡伊賀村の内、高二百二十八石

貳拾八石任先規令寄附訖、全社納

先規に任せ寄附せしめ訖ぬ。おわん 全て永に社納

永不有相違者也、者祭例修造等

相違有らざる者なり。てえれば 者 祭例・修造等国

可抽国家安全之懇祈之条如件

家安全の懇祈を抽んずべく件の如し。

内大臣

内大臣

慶長八年八月八日

慶長八（一六〇三）年八月八日

同 台徳院様 同

参河国額田郡伊賀八幡宮領之事

慶長八年八月八日同郡伊賀村之内高

貳百貳拾八石者旧領也、今度上洛之刻

為祝祈新增同国額田郡於上里村九拾石

同国碧海郡於桑子村百貳拾貳石余令寄附

畢、都合四百四拾石永可社納、者可抽

国家安寧之懇祈之条如件

元和三年三月廿日 印

同 台徳院(秀忠)様同

参河国額田郡伊賀八幡宮領の事

慶長八(一六〇三)年八月八日、同郡伊賀村の

内高二百二十八石は旧領なり。今度上洛の

刻、祝祈として新たに同国額田郡上里村に

於いて九十石、同国碧海郡桑子村に於いて

百二十二石余を増し寄附せしめ畢ぬ。都合

四百四十石永に社納すべし。者(ついでに)国家安寧

の懇祈を抽んずべきの条、件の如し。

元和三(一六〇七)年三月二十日 印

同 大猷院様 同

参河国額田郡伊賀八幡宮者

当家累代有靈驗可尊崇地之

靈神也、殊

東照大権現武運長久之祈願有尊崇

所也、去慶長八年八月八日同国額田郡於

伊賀村高貳百貳拾八石、元和三年三月

廿日同国額田郡於上里村高九拾石、同国

同 大猷院（家光）様同

参河国額田郡伊賀八幡宮は当家累代靈驗有
る尊崇すべき地の靈神なり。殊に東照大権

現、武運長久之祈願、尊崇有る所なり。去

る慶長八（一六〇三）年八月八日同国額田郡伊

賀村に於いて高二百二十八石、元和三（一六

一七）年三月二十日同国額田郡上里村に於い

て高九十石、同国

碧海郡於桑子村高百貳拾貳石、合四百四拾石

者旧領也、今度上洛之刻為新增、同国

額田郡於西熊村之内百石令寄附畢

都合五百四拾石之事、永社納全不可有

相違者也者、可抽国家安寧懇祈忠勤

之条如件

寛永十一年八月九日

⑨

碧海郡桑子村に於いて高百二十二石、合わ

せて四百四十石は旧領なり。今度上洛の刻

新增して、同国額田郡西熊村の内に於いて

百石寄附せしめ畢ぬ。都合五百四十石の事。

永に社納し全て相違有るべからざる者な

り。(てえれば) 者 国家安寧懇祈の忠勤を抽んずべき

の条、件の如し。

寛永十一(一六三四)八月九日

⑨

同 嚴有院様 同

参河国額田郡伊賀村八幡宮領之事

任去慶長八年八月八日同郡於伊賀村

貳百貳拾八石、元和三年三月廿日同郡於

上里村九拾石、同国碧海郡於桑子村

百貳拾貳石、寛永十一年八月九日同国

額田郡於西熊村内百石、都合五百四拾石

先判之旨永社納全不可有相違者也

同 嚴有院（家綱）様同

参河国額田郡伊賀村八幡宮領の事

去る、慶長八（一六〇三）八月八日同郡伊賀村

に於いて二百二十八石、元和三（一六一七）年

三月二十日同郡上里村に於いて九十石、同

碧海郡桑子村に於いて百二十二石、寛永十

一（一六三四）八月九日同国額田郡西熊村内に

於いて百石、都合五百四十石。先判の旨に

任せ、永に社納全て相違有るべからざる者

也。

者可抽国家安全之懇祈之条如件

(てえれば)
者 国家安全の懇祈を抽んずべきの条、件

寛文五年七月十一日

の如し。

寛文五(一六六五)年七月十一日

⑨

⑨

常憲院様ニも同御文言也

常憲院(綱吉)様にも同御文言なり。

東照宮御產生神

三州岡崎

六所大明神御由緒書

神主

大竹主膳

(異筆書入文)

タカラ云

○和訓栞世五云、三州岡崎六所大明神八事勝国勝長狭神ヲ祭ル五所ノ神秘トス

東照宮御産生神也、神主大竹氏八竹ノ内ノ臣ノ子孫タリ、今三十五世ノ由イヘリ

○神主大竹氏云社説ニ事勝国勝・長狭神・塩筒翁・櫻神・岐神以上六神ヲ祀ル

神秘也トイヘリ

○按、陸奥塩釜六所大明神味耜高彦根命ヲ祀ルト三才図会^{六十二}イヘリ

○松平村六所大明神八

太田神・興玉神・船玉神・結神・導神・怒猛神

右六名奥州塩釜六所鎮座又神名也ト其宮口村神主酒井高吉イヘリ

按ニ八部祓ノ猿田彦神ノ祝詞ニ国底立神・氣神・怒猛神^{オニ}・太田神・興玉神、六名ヲノセテ彼神八六名トス

大神宮御鎮座伝記、日本縁土ニ猿田彦命ノ言ヲノセテ

国ノ底立ノ神・氣神^{イキ}・鬼神^{オニ}・太田神・興玉神^{オキタマ}ハミナ自然ノ名也ト曰ヘリトア

リ、コレニサタヒコノ神^{フネタマ}ハ船魂ノ神也トアレバソヲモノセタリシ也

敬雄云う。

一和訓栞三十五云う。三州岡崎六所大明神は、

事勝・国勝・長狭神を祭る五所の神秘とす。

東照宮御産生神なり。神主大竹氏は、竹の内

の臣の子孫たり。今三十五世の由言えり。

神主大竹氏云う。社説に事勝・国勝・長狭神・

塩筒翁・櫻神・岐神以上六神を祀る神秘なり

と言えり。

按ずるに、陸奥塩釜六所大明神味耜高彦根命を祀ると三才図会六十五に言えり。

松平村六所大明神は、

太田神・興玉神・船玉神・結神・導神・怒猛神

右六名奥州塩釜六所鎮座又神名なりとその宮

口村神主酒井高吉言えり。

按ずるに八部祓の猿田彦神の祝詞に国底立

神・氣神^{イキ}・怒猛神・太田神・興玉神、六名を

のせてかの神は六名とす。

大神宮御鎮座伝記、日本縁土に猿田彦命の言

をのせて

国の底立の神・氣神・鬼神・太田神・興玉神

は皆自然の名なりと言えりとあり。これにサ

タヒコノ神は船魂神なりとあればそをものせ

たりしなり。

○六所大明神御由緒書

東照宮御產生神、三河国額田郡高宮六所大明神者

人皇三十八代齊明天皇御宇、近江国竹内民部次郎

奥州塩竈六所大明神奉勸請也

人皇五十代桓武天皇御宇、田村將軍利仁卿依

御祈願、奏聞、勅許之上御再興

勅額被成下御神領御寄附、竹内民部次郎御子孫被召出

六所大明神御由緒書

東照宮御產生神、三河国額田郡高宮六

所大明神は人皇三十八代齊明天皇御宇

(六五五〜六一)近江国竹内民部次郎、奥

州塩竈六所大明神を勸請奉るなり。

人皇五十代桓武天皇御宇(七八一〜八〇六)

田村將軍利仁卿より御祈願、奏聞し勅

許の上御再興。

勅額を成し下され神領御寄附、竹内民

部次郎御子孫召し出され神主に定めら

る。

神主^二被定、六孫王經基卿・上野守満仲卿・河内守頼信卿・

六孫王經基卿・上野守満仲卿・河内守

八幡太郎義家卿、御願状被納、新田義貞卿三州矢作合

頼信経・八幡太郎義家卿、御願状を納

(異筆書入文)

戦之時御願状被納

「○塩尻^{五篇ノ七卷}云、六所明神八初松平ノ郷ニアリ、親氏公奥州ニ在館ノトキ塩竈六所ノ明神ニ祈リ玉ヒ御家

めらる。新田義貞卿三州矢作合戦の時、

親氏公様三州江御入国以来

門再興アリシ後、松平ノ御館ニ六所ノ神ヲ祀リ玉ヘリ、

御願状を納めらる。親氏公様、三州へ

御代々御崇敬也

神君ノ御トキ松平ヨリ此地ニ遷座アリテ社ヲ建玉ヘリ、天下御草創御願成就ノ神トテ殊サラ尊崇アリ、社産百六十二石七斗アリ、下馬ノ札八青蓮院ノ門主ノ御筆也、九月十四日祭礼的アリ云々」

公様御代、御社御修造等これ有り。天

廣忠公様御代御社御修造等有之、天文十一寅年十二

文十一（一五四二）年十二月二十六日、岡

月廿六日岡崎於御城

崎御城に於いて竹千代君様御誕生、日

竹千代君様御誕生、日を経而高宮江御産生神参、御

を経て高宮へ御産生神を参り、御

規式相調 永録元年^(禄)

東照宮様岡崎於御城諸役御免之御墨付被成下

慶長七年伏見於御城

御朱印被成下高六拾弍石七斗、慶長九年御社御造

営、神具品々・遷宮式御幕・桃灯^(提)・神主着用装束迄

定式被成下

怠^(台)徳院御代、元和三年御朱印被成下、御年頭年々

出府、御被差上御目見独礼奉申上

御規式相調う。永禄元(一五五八)年、

東照宮様、岡崎御城に於いて諸役御免の

御墨付きを成し下さる。

慶長七(一六〇二)年、伏見御城に於いて

御朱印成し下さる、高六十二石七斗。

慶長九年、御社御造営、神具品々・遷

宮式御幕・提灯・神主着用装束まで定

式成し下さる。

台徳院(秀忠)御代、元和三(一六二七)年

御朱印成し下さる。御年頭年々出府し、

御被差上げ御目見え独礼申上げ奉る。

大猷院様御代、寛永十一年御上洛、岡崎於御城御遠拝

六所^江御名代松平伊豆守殿御社参、御加増百石寄附

山城国二條於御城御朱印奉頂戴、其御文言之略

三河国六所大明神者

東照大権現有降誕地之靈神也、是以崇敬異他^与、被成下

高都合百六拾式石七斗、神主先達^而出府

御上洛之御祝儀御礼六所之御由緒奉申上、御社新規御

造営被仰付、御普請御奉行本多伊勢守殿寛永十一

大猷院（家光）様御代、寛永十一（一六三

四）年御上洛。岡崎御城に於いて御遠拝。

六所へ御名代松平伊豆守殿御社参。御

加増百石寄附。山城国二条御城に於い

て御朱印頂戴奉る。その御文言の略、

三河国六所大明神は、

東照大権現降誕有る地の靈神なり。これを

以て崇敬他と異なる。高都合百六十二石七

斗成し下さる。神主、先達つて出府

御上洛の御祝儀御礼と六所の御由緒申

上げ奉る。御社新規御造営仰せ付けら

る。御普請御奉行本多伊勢守殿。寛永

十一

年方同十三年迄ニ出来、神具・遷宮式品々被下置

(一六三四)年より同十三年までに出来、
神具・遷宮式品々を下し置かる。

御代始御祝儀御礼、御目見独礼申上御被差上献上

御代始め御祝儀御礼、御目見独礼申し
上げ御被差上げ、ちよしめく鳥目一貫文献上す。

鳥目壹貫文、為御暇御時服ニ拝領、年頭御礼御目見

御暇として御時服ニ拝領する。年頭御

独礼申上御被差上献上鳥目壹貫文

礼御目見独礼申し上げ、御被差上げ、
鳥目一貫文献上す。

庵有院様御代、寛文二年御社御修復料金子千両

庵有院(家綱)様御代、寛文二(一六六二)

年御社御修復料金子千両下し置かる。

被下置、寛文五年御朱印被成下

寛文五(一六六五)年御朱印成し下さる。

常憲院様御代、貞享二年御朱印被成下、元禄元年

常憲院(綱吉)様御代、貞享二(一六八五)

年御朱印成し下さる。元禄元(一六八八)

御社御修覆被仰付、御普請御奉行水野右衛門大夫殿

年御社御修復を仰せ付けらる。御普請

御奉行水野右衛門大夫殿。

有徳院様御代、享保三年御朱印被成下、当御代^{より}

御年頭四ヶ年目ニ被仰付、享保十三年御社御修覆被

仰付、御普請御奉行岩室伊右衛門殿

惇信院様御代、延享四年御朱印被成下、宝暦元年

御社御修覆料銀子百枚被下置、為御助成三州一國

江府御武家方・町方勸化御免被仰付、同六年御修覆

出来

浚明院様御代、宝暦十二年御朱印被成下

有徳院（吉宗）様御代、享保三（一七七八）

年御朱印下さる。当御代より御年頭四

ヶ年目に仰せ付けらる。享保十三（一七

二八）年御社御修復仰せ付けられる。御

普請御奉行岩室伊右衛門殿。

惇信院（家重）様御代、延享四（一七四七）

年御朱印成し下さる。宝暦元（一七五一）

年御社御修復料銀子百枚下し置かる。

御助成として三州一國江戸御武家方・

町方勸化御免仰せ付けらる。同六年御

修復^{しゅつたい}出来。

浚明院（家治）様御代、宝暦十二（一七六

二）年御朱印成し下さる。

当

上様御代始年頭御礼先格之通奉申上、寛政元年

御朱印被成下、寛政十一年御社御修覆為御助成

三州一國江府御武家方・町方勸化御免被仰付

御代々御巡見方御立寄、六所大明神御大祭九月

十四日岡崎御城と神馬并御固被差出、御太刀・銀馬代

献上、六所御門松岡崎城と献上、御社領高宮村の内

高百六十二石七斗
御社領竹木諸役
御免除

当

上様（家齊）御代始め、年頭御礼先格の

通り申上げ奉る。寛政元（一七八九）年御

朱印下さる。寛政十一（一七九九）年御社

御修復御助成として三州一國江府御（戸）

武家方・町方勸化御免仰せ付けらる。

御代々御巡見方御立寄。六所大明神御

大祭九月十四日、岡崎御城より神馬并

びに御固を差し出さる。御太刀・銀馬

代献上。六所御門松岡崎城より献上。

御社領、高宮村の内高百六十二石七斗。御

社領竹木諸役御免除

御社内末、社八幡・若宮・天伯・白山・御旅先驅神社

御社内末社、八幡・若宮・天伯・白山・

六所大明神神主一人、元祖竹内鞞負允

御旅先驅神社。六所大明神神主、一人、

御代々御旗竿奉差上候ニ付

元祖竹内鞞負允。

親忠様、竹内を大竹与御改被成下、竹内主膳大竹与名字

御代々御旗竿差上げ奉り候に付き

相改、元祖鞞負允与五十五代相続仕候

親忠様、竹内を大竹と御改め成し下さり、

竹内主膳大竹と名字相改め、元祖鞞負

当神主

大竹主膳

允より五十五代相続仕り候

当神主

大竹主膳

文化十三子閏八月

一 御社御修覆為助成 御府内并三州一国勸化

御免被仰付候

神主

大竹 靱 負

文政四年

一 御社御修覆為助成 突留興行

御免被仰付候、興行所

小川町三崎稻荷社内^二而後、芝神明社内^二而

神主

大竹 靱 負

(異筆書入文)

「天保十二年丑正月

一 同三河・大和・上総・下総・信濃・下野・伊豫七ヶ国并御府内勸化御免被仰付候

同人

文化十三(一八一六)年八月

一 御社御修復助成として御府内並びに三州一国勸化御免仰せ付けられ候

神主

大竹 靱 負

文政四(一八二二)年

一 御社御修復助成として突留(富籤)興行御免仰せ付けられ候。興行所小川町三崎稻荷社内にて。後、芝神明社内にて。

神主

大竹 靱 負

「天保十二(一八四二)年正月

一 同三河・大和・上総・下総・信濃・下野・伊予七ヶ国並びに御府内勸化御免仰せ付けられ候。

同人

○六所大明神御墨附

六所大明神御墨附

明大寺六所大明神、殿様御氏神候之処

明大寺六所大明神、殿様御氏神に候処、

山ミち境的立場のくね、安心院与神主申

山みち境的立場のくね、安心院と神主申

様ニ付而両三人罷出見計候て、宮を取廻シ

様に付て、両三人罷出、見計候て、宮を

くねを立、松を植候、北八此中のくねを不相

取廻し、くねを立、松を植候。北は此中

違宮へ付置候、其上路次之通用も狭候間

のくねを(相違わず)不相違宮へ付置候。其の上路次

是茂ひろけ左右をつきはめ申候、殿様御

きはめ申候。殿様御ために付て、此の如

ためニ付而如此仕置候上八横合之族有之

く仕置候上は、横合の族やからこれあるまじく在間敷候。

間鋪候、若難渋之者於在之者此書付を
為是御上意江可被申上候、別条有之間鋪者也
仍而為後日之書付如件

本田作左衛門重次判

件の如し。

天保十六_{戊子}年

今村彦兵衛久次判

天正十六（一五八八）年九月二十日

九月廿日

成瀬藤八郎國次判

本多作左衛門重次判

今村彦兵衛久次判

六所大明神之

成瀬藤八郎國次判

神主殿

六所大明神之

参

神主殿
参

丹臺寺上下六所神主於屋敷門次

丹臺寺上下六所神主屋敷門に於いて次の諸

諸役并竹木切取事如前々可為不入者也

役並びに竹木切り取る事、前々の如く不入ふにゅう

仍如件

たるべき者也。仍て件の如し。

永録(禄)元年 戊午

永禄元(一五五八)年

七月十七日

元康判

七月十七日

元康判

大竹善左衛門とのへ

大竹善左衛門とのへ

同 権現様御朱印

六所大明神領之事

三河国額田郡高宮村之内六拾弍石七斗

如先規可收納并社内竹木諸役令免除訖、

者神供祭礼、修造等無懈怠、可抽国家

安全之懇祈之状如件

慶長七年六月廿六日

内大臣

御朱印

同 権現（家康）様御朱印

六所大明神領の事

三河国額田郡高宮村の内六十二石七斗、先

規の如く收納すべし。並びに社内竹木諸役

免除せしめおわん訖。

てえれば者、神供祭礼、修造等けたい懈怠無く国家安全の

懇祈を抽（条）んずべき状件の如し。

慶長七（一六〇二）年六月二十六日

内大臣

御朱印

同 台徳院様 同

六所大明神領参河国額田郡高宮村之内

六拾貳石七斗事并社内竹木諸役等、任去

慶長七年六月廿六日先判之旨不可有

相違者也

元和三年七月廿一日 御朱印

同 台徳(秀忠)院様 同

六所大明神領、参河国額田郡高宮村の内六

十二石七斗事、並びに社内竹木諸役等、去

る慶長七年六月二十六日先判の旨に任せ、

相違有るべからず者なり。

御朱印

元和三(一六二七)年七月二十一日

同 大猷院様 同

参河国六所大明神者

東照大権現有降誕地之靈神也、是以

崇敬異他、額田郡高宮村之内六拾貳石七斗

旧領也、今度上洛之刻為新增於高宮村内

百石寄附之事、都合百六拾貳石七斗事

全可社納并社頭之竹木諸役等、任去慶長

七年六月廿六日、元和三年七月廿一日両先判之旨

同 大猷（家光）院様 同

参河国六所大明神は

東照大権現降誕有る地の靈神なり。是れを

以て崇敬他に異る。額田郡高宮村の内六十

二石七斗は旧領なり。今度上洛の刻、新增

として高宮村内に於いて百石寄附の事、都

合百六十二石七斗事、全て社納すべし、并

びに社頭の竹木諸役等。去る慶長七年六月

二十六日、元和三年七月二十一日、両先規

の旨に任せ

永不可有相違者也、仍如件

寛永十一年八月十日御朱印

永に相違有るべからず者也。仍て件の如し。

寛永十一（一六三四）年八月十日

御朱印

同 厳有院様 同

六所大明神社領参河国額田郡高宮村之

同 厳有（家綱）院様 同

六所大明神社領、参河国額田郡高宮村の内

内百六拾弍石七斗事并社頭竹木諸役等

百六十二石七斗事並びに社頭竹木諸役等免

除。慶長七年六月二十六日、元和三年

免除、任慶長七年六月廿六日、元和三年

七月廿一日、寛永十一年八月十日先判之旨

永不可有相違者也、仍如件

寛文五年七月十一日

御朱印

七月二十一日、寛永十一年八月十日先判の旨に任せ、永く相違有べからず者なり。仍て件の如し。

寛文五（一六六五）年七月十一日

御朱印

（異筆書入文）

「常憲院之八同御文言にて進止永不可有相違とアリ

六所大明神八明応年中ニ親忠公御勸請也云々

右伊賀・六所両社由緒書、以板倉政方神主之本写之、敬雄」

「常憲院（綱吉）これは、同御文言にて進

止永く相違有らざるべしとあり。

六所大明神は、明応年中（一四九丁一五〇二）

に親忠公御勸請也云々。

右伊賀・六所両社由緒書を以て板倉

政方神主の本これを写す。敬雄」

参河国山中八幡御宮

御由緒書

神主

竹尾但馬

御由緒書

御朱印高百五拾石

三河国額田郡山中

東照宮御身隱山

舞上八幡宮

神主

竹尾但馬

四年目参府正月六日独礼、病気等之砌者家来

名代を以御礼奉申上候、献上等之義者自分御礼奉

申上候節与同様二而家来之者者惣礼奉申上候

一 三河国額田郡山中舞上八幡宮之義者

文武天皇三年秋九月九日守護山中光重か誠心二

感応ましくて豊前国宇佐の大宮より御鎮座在之、於

三河国者他二異成靈社源家御守護之靈神也、抑

四年目参府、正月六日独礼。病気

等の砌は家来名代を以て御礼申上

げ奉り候。献上等の義は自分御礼

申上げ奉り候節と同様にて家来の

者は惣礼申上げ奉り候。

一 三河国額田郡山中舞上八幡宮の義は、

文武天皇三（六九九）年秋九月九日、守護

山中光重か誠心に感応ましまして豊前

国宇佐（大分県宇佐市）の大宮より御鎮座

これ在り。三河国に於いては他に異なる

る靈社源家御守護の靈神也。抑

御当家御先祖親氏様、三河国松平の郷ニ被為人候御時方

御当家二度御繁栄之旨御大願有之、毎月無御懈怠御

社参、神主与ニ力を相添旦暮御祈願可仕旨被為仰付、夫方

御代々様被為籠御信心遂ニ御開運被為在候御事

一 清康様御代、別而御信心被為在、御陣弓御奉納被遊候

一 道幹様御代、御宮向不残御造営被仰付、御額

其外品々御奉納被為在候、且御遺願ニ因而天文十八年

御当家御先祖親氏様、三河国松平の郷

に入らせられ候御時より御当家二度御

繁栄の旨御大願之れ有り。毎月御懈怠

無く御社参。神主与ともに力を相添え、旦

暮（朝晩）御祈願仕えるべき旨仰せ付

けらる。それより御代々様籠りなされ

御信心遂に御開運あらせられ候御事。

一 清康様御代、別して御信心あらせられ、

御陣弓御奉納遊ばされ候。

一 道幹（廣忠）様御代、御宮向不残御造

営仰せ付けられ、御額其の他品々御奉

納あらせられ候。且つ御遺願に因て天

文十八（一五四九）年

今川義元朝臣より御判物被下候、只今所持仕候

一 道幹様御代、権現様御誕生被為遊候節、御代参

本多平八郎殿御社参、御武運御長久之御祈願被仰付

御守札岡崎御城江献納、神主竹尾左衛門安信、竹之

御間へ被召出御饗応御盃被下置、其上上意有之候者

御当家義家朝臣より源家八幡宮御信心殊ニ不浅、神二度

天下平治之擁護、於神前弥可抽懇祈之旨被仰付、且

今川義元朝臣より御判物下され候。只今所持仕り候。

一 道幹様御代、権現様御誕生遊ばせられ

候節、御代参の本多平八郎殿御社参。

御武運御長久之御祈願仰せ付けらる。

御守札岡崎御城へ献納。神主竹尾左衛

門安信、竹の御間へ召し出され御饗応

御盃を下し置かる。其上、上意之れ

有り候は、御当家義家朝臣より源家八

幡宮御信心殊に浅からず。神、二度天

下平治の擁護神前に於いて弥懇祈抽ん

ずべきの旨仰せ付けらる。且つ

社職之義、嫡子之外男子有之節^者御旗本御取立可被成下段
難有上意相業候事

一 権現様御代、益御信心被為遊、酒井与四郎殿^江被仰付

御宮不残御造営有之候、其後大鳥居^者石川伯耆守殿へ被

仰付御建立被遊候御事

一 永禄三年今川・織田両家合戦之節、権現様御社参

今川家御利運之御祈祷被仰付候、其砌神主平左衛門安信

社職の義、嫡子の外男子有る節は御旗
本御取立下さるべき段有難く上意相
業^{つとめ}候事。

一 権現様御代、益御信心遊ばさせらる。

酒井与四郎殿へ仰せ付けられ、御宮不

残御造営有之候。其の後大鳥居は石川

伯耆守殿へ仰せ付けられ御建立遊ばさ

れ候御事。

一 永禄三（一五六〇）年今川・織田両家合戦

の節、権現様御社参。今川家御利運の

御祈祷を仰せ付けられ候。其の砌神主

平左衛門安信

言上之義ニ付御隠密之上意有之候御事

一 永禄六年一向宗一揆之砌、権現様御社参御大願有之、白鳩

擁護之異驗ニ因て御開運被為在候ニ付、其後舞木八幡宮

を相改、舞上リ八幡宮与奉称、御山を御身隠山与可奉称

之旨上意有之候、右ニ付、献上御被ニ東照宮御身隠山

舞上八幡宮与相認来候、則御開運御旧蹟只今ニ有之

鳩石窟与唱申候事

言上の義に付き御隠密の上意之れ有り
候御事。

一 永禄六（一五六三）年一向宗一揆の砌、権

現様御社参、御大願之れ有り。白鳩擁
護の異驗に因りて御開運在らせられ候

に付き、其の後舞木八幡宮を相改め、

舞上リ八幡宮と称し奉る。御山を御身

隠山と称し奉るべきの旨上意これ有り

候。右に付き、献上御被に東照宮御身

隠山舞上八幡宮と相認来り候。則ち御

開運御旧蹟只今に之れ有り。鳩石窟と

唱え申し候事。

一 権現様御代、天正十三年石川伯耆守殿江被仰付

御神領御実見有之候二付酒井左衛門尉殿方御判物被下候事

一 権現様御代、慶長八年八月於伏見御城、神主竹尾

太郎左衛門正照江上意有之候者、神事益怠り不申

御当家御武運御長久之旨御祈願丹誠可仕段被仰付、

御真筆之御朱印頂戴、其上厚き御直之上意を

以神主格式格別二被仰付候

一 権現様御代、天正十三(一五八五)年石川

伯耆守殿へ仰せ付けられ御神領御実見

これ有り候に付き、酒井左衛門尉殿より御判物下さり候事。

一 権現様御代、慶長八(一六〇三)年八月伏

見御城に於いて神主竹尾太郎左衛門正

照へ上意これ有り候は、神事益怠り申

さず御当家御武運御長久之旨御祈願丹誠つかまつ仕るべき段仰せ付けられ、御真筆の

御朱印を頂戴。其の上厚き御直の上意を以て神主格式格別に仰せ付けられ

候。

此砌者年々参府御被献上之仕候、且又此節は神主代々

御服御上下等拝領之義、御側昵勤衆同様被仰付、神主

家督仕候節、御目見御暇之節、時服三拝領仕候、神主御用

之節者寺社御奉行は御直翰を以被仰下候、名代之者江者寺社

役中は被申越候、猶又年始御礼其外之義二付神主廻勤仕候節

御老中・御若年寄、寺社御奉行所御玄関、且別席へ刀隨身

仕候、是等之義皆此節厚き上意有之候二因而永く家之

規模と仕候所二御座候

一 神主家数代御側之御奉公申上、武功忠死之輩数多有之

此の砌は年々参府御被之れを献上仕り候。且つ又此の節より神主代々御服上

下等拝領の義、御側昵勤衆同様に仰せ付けらる。神主家督仕り候節、御目見

御暇の節、時服三拝領仕り候。神主御

用の節は寺社御奉行より御直翰を以て仰せ下され候。名代の者へは寺社役中

より申し越され候。猶又年始御礼其の外之義に付き、神主廻勤仕り候節、御

老中・御若年寄・寺社御奉行所玄関且つ別席へ刀隨身仕り候。是等の義皆此

の節、厚き上意之れ有り候に因りて永く家の規模と仕り候所に御座候。

一 神主家数代御側之御奉公申上げ、武功忠死あまたの輩数多之れ有り。

且御宮擁護之御吉例を以所々御陣御供被仰付候、仍之

慶長十三年、権現様・台徳院様御上洛の節、神主

竹尾太郎左衛門正照御供被仰付、駿府御城江参候

御目見御礼奉申上、御服拝領御盃被下置候、只今二所持仕

候之事

一 元和九年大猷院様御上洛之節、神主竹尾但馬守

親正如例御供被仰付、於浜松御目見御旅行御祈禱之

且つ御宮擁護の御吉例を以て所々御陣

御供仰せ付けられ候。これに仍りて慶

長十三（一六〇八）年権現様・台徳院様御

上洛の節、神主竹尾太郎左衛門正照御

供仰せ付けられ、駿府御城へ参り候。

御目見御礼申上げ奉り、御服拝領御盃

下し置かれ候。只今に所持仕り候の事。

一 元和九（一六三三）年大猷院様御上洛の節、

神主竹尾但馬守親正例の如く御供仰せ

付けられ、浜松に於いて御目見御旅行

御祈禱の

御守札献上之、御服・御扇子拝領仕、于今所蔵仕候御事

御守これを献上、御服・御扇子を拝領仕る。今に所蔵仕り候御事。

一 右御上洛之砌、御社参鳩石窟御由緒等御尋有之、下馬札等

一 右御上洛の砌、御社参、鳩石窟御由緒

御免被仰付候事

等御尋ねこれ有り。下馬札等御免仰せ付けられ候事。

一 寛文二年神主竹尾但馬正次(守服方)、御宮御造営・御修復之義、奉願

一 寛文二（一六六二）年、神主竹尾但馬守正

候処、御金五百兩被下置、同四辰年十一月迄二御修復出来御届

次御宮御造営・御修復の義、願奉り候

奉申上候事

処、御金五百兩下し置かる。同四年十一月までに御修復出来御届申上げ奉り候事。

一 元録(禄)三年五月被仰渡候者、御修復所之儀社領有之上者

一 元禄三（一六九〇）年五月、仰せ渡され候は御修復所の儀、社領之れ有る上は

其心得仕、社領之内御修復料^二除置、自力^二叶候小破之分者^一可仕候

及大破候節^者従公儀可被仰付旨、右之通被仰渡候上^者

急度訳相立可申候得^者、大切^二相心得不埒之儀無之様可仕旨被

仰渡、則御請書神主竹尾左門^右差上申候事

一 安永二^巳年御造営之義、竹尾兵部親貞奉願候処、願中病死

仕候^二付同人男刑部親盈願繼仕、同三^午年為御修復料

武蔵・下総・上野・三河・遠江^并御府内武家方・諸寺社・在町

其の心得仕り、社領の内御修復料に除
き置き、自力に叶候小破の分は仕るべ

く候。大破に及び候節は、公儀従り仰
せ付けらるべき旨、右の通り仰せ渡さ

れ候上は急度訳相立^{わけあいたて}申すべく候得ば大
切に相心得、不埒の儀これ無き様仕る

べき旨仰せ渡さる。則ち御請書神主竹
尾左門より差上げ申し候事。

一 安永二^(一七七三)年御造営の義、竹尾兵
部親貞願奉り候処、願中病死仕り候に

付き、同人男刑部親盈願繼仕り、同三
年御修復料として武蔵・下総・上野・

三河・遠江^并に御府内武家方・諸社
寺・在町

勸化御免被仰付候事

勸化御免仰せ付けられ候事。

一 享和二^戌年就大破、神主竹尾東一郎章明御造嘗・御修復

一 享和二（一八〇二）年大破に就、神主竹尾

東一郎章明御造嘗・御修復願奉り候処、

奉願候処、文化二^丑年、三河・尾張・伊勢・近江・摂津五ヶ国

文化二（一八〇五）年三河・尾張・伊勢・

近江・摂津五ヶ国勸化御免仰せ出^いださ

勸化御免被仰出候事

れ候事。

一 文化五^辰年、大風破^二付神主竹尾但馬正靱御修復奉願候処

一 文化五（一八〇八）年大風破に付き神主竹

尾但馬正靱御修復願奉り候処、同八年

摂津・信濃・陸奥三ヶ国勸化御免仰せ出^い

同八^未年、摂津・信濃・陸奥三ヶ国勸化御免被仰出候事

だされ候事。

一 文政三度大破に就、神主竹尾但馬正靱

一 文政三度就大破、神主竹尾但馬正靱御修復奉願候処、同

御修復願奉り候処、同

十三^寅年於和泉国堺表突留興行御免被仰付候事

十三年和泉国堺表に於いて突留興行御免仰せ付けられ候事。

一 右御由緒^二付御宮之義大猷院様御代

一 右御由緒に付き御宮の義大猷院（家光）様御代

東照宮御相殿被仰付、夫^方御代々様御寄附之御品

東照宮、御相殿仰せ付けられ、それよ

葵御紋附御幕・御供櫃其外品々被成下、明和・天明

り御代々様御寄附の御品、葵御紋附御幕・御供櫃其の外品々成し下さる。明

両度御礼之上、戸田因幡守殿^方御書附被下置候事

和・天明両度御礼の上、戸田因幡守殿より御書附下し置かれ候事。

一 神主家数代三州・遠州其外所々御陣御供被仰付戦死

一 神主家数代、三州・遠州其の外所々御陣御供仰付けられ、戦死忠切の御奉公

忠切之御奉公申上、御感状・御矢・御指領之御刀・

申上げ、御感状・御矢・御指領之御刀・

御杯其外品々拝領仕、関東入国以来専被命神職

前書道幹様、権現様厚き上意之趣、且戦死忠

勤之次第を以大猷院様御代、神主竹尾太郎左衛門正照

弟善助親吉家筋之者被召出、当時御小性組竹尾平右衛門

義、右善助親吉筋目御座候、右神主家由緒之義寛永十一年八月

廿六日御尋之節、御掛り本多伊勢守殿・大久保彦左衛門殿江

書上申候、其後度々御尋之節々書上申候

御杯其の外品々拝領仕り、関東入国以来専ら神職に命ぜらる。

前書道幹（廣忠）様、権現様厚き上意の趣、且つ戦死忠勤の次第を以て大猷

院（家光）様御代、神主竹尾太郎左衛

門正照・弟善助親吉家筋の者を召し出

され、当時御小性組竹尾平右衛門義、

右善助親吉筋目御座候。右神主家由緒

の義、寛永十一（一六三四）年八月二十六

日御尋の節、御掛り本多伊勢守殿・大

久保彦左衛門殿へ書上申し候。其の後

度々御尋の節々書上申し候。

右者先前より御尋之節書上来候略記ニ御座候、以上

右は先前より御尋の節書上来り候略記
に御座候。以上

竹尾但馬

竹尾但馬

正鞆（花押）

正鞆（花押）

右舞木八幡宮御由緒書 竹尾正寛神主よりおくられたるを

書写

波田野多か乎
(たかを)

(異筆書入文)

。安永四年ノ刊本ニ參州額田郡山中稻前神社ト云モノニハ、宇佐ヨリ鎮座ノコトヲ記

テ神主源親盈誌トアリ
半紙三枚ナリ

日中ニ当テ一片ノ雲氣岩尾山ノ北ノ峯ニ群リ暫ク有テ雲中ヨリ神樹一株舞下ル、其枝葉ウルハシク茂ニテ天然ノ

樹木ナレバ見ル人寄異ノ思ヒヲナシ、又時ニ傍ヨリ一人ノ童飛出テ我ハコレ光重ニ約セシ八幡也、早ク小祠ヲ嘗ミテ祭祀怠ル

コトナカレト神宣当ニ著シケレバ、曰アラズシテ御社ヲ造営シ奉ル、文武天皇三年九月九日ナレバ今ニ例テ重陽ヲ

御祭トシテイナサキ稻前祭ト申舞木村ト申上也、御宮ノ異驗他ニ異ナルコトハ今川義元公ノ御墨附ニ歴然タリ云々

右舞木八幡宮御由緒書 竹尾正寛神主よりおくられたるを書写

羽田野多か乎
(たかを)

。安永四(一七七五)年の刊本に參州額田郡山中稻前神社、舞上八幡宮御鎮座記と云うものには、宇佐より鎮座のことを記して神主源親盈誌とあり。半紙三枚なり。

日中に当りて一片の雲氣岩尾山の北の峯に群り暫く有りて雲中より神樹一株舞下る。其の枝葉うるわしく茂にて天然の樹木なれば見る人奇異の思いをなし、又時に傍らより一人の童飛出して我はこれ光重に約せし八幡也。早く小祠を嘗みて祭祀怠ることなかれと神宣当に著しければ、日あらずして御社を造営し奉る。文武天皇三年九月九日なれば今に例て重陽を御祭として稻前の祭と申し舞木村と申上げる也。御宮の異驗他に異なることは今川義元公の御墨附に歴然たり云々。